

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」を 公表しました。

近畿建築行政会議[※]においては、建築基準法の統一的な運用が可能なものはできる限り統一すべきとの認識から、近畿圏内の各特定行政庁の内規等をもとに、統一化が可能なものを抽出し、度重なる意見照会や検討を経て、平成26年5月に「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」(初版)を発刊し運用を開始しました。

この度、初版に掲載のなかった「構造分野」「建築設備分野」についても、それぞれの部会において検討を重ねてきた結果、このたび「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」が完成しました。(共通取扱い項目については裏面をご覧ください。)

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」は、近畿建築行政会議のホームページからダウンロードできます。(「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」として販売する予定はありません。)

また、下記の期間、一般の方からの質問を受け付けます。詳しくは、近畿建築行政会議のホームページをご覧ください。

質問受付期間：平成28年6月20日～平成28年7月19日

※ 近畿建築行政会議は、近畿圏(2府4県)内において、建築基準法に基づく特定行政庁と指定確認検査機関を会員として設立された行政会議です。

近畿建築行政会議のホームページ：<http://kinki-cba.jp/>

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」の 運用開始時期について

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」の運用開始は平成28年度中を予定していますが、決まり次第、近畿建築行政会議のホームページ、各特定行政庁から改めてお知らせします。

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」の共通取扱い項目

■ 構造関係

No	タイトル
01	特殊な構造方法（令第80条の2第2号）を併用する建築物のルート1の範囲
02	既存建築物の増築等における構造計算規定の適用
03	地表面粗度区分及び基準風速 V_0
04	鉛直震度による検討を要する突出部分の長さの取扱い
05	木造軸組構法の建築物における仕口金物の耐力の加算
06	存在壁量に算入できる耐力壁の仕様
07	小屋裏物置等を設置した場合の取扱い
08	鉄筋コンクリート造の柱の小径の2倍以内の距離
09	設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢28日を超えるコンクリートの取扱い
10	スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度

■ 建築設備関係

No	タイトル
01	排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量
02	防煙壁の構造
03	複数の室の防煙区画
04	天井等の形態が一様でない場合の排煙上有効な範囲
05	突き出し窓の有効開口面積の算定方法
06	平成12年建設省告示第1436号第1号、第2号及び第3号の同時適用
07	小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸
08	法第87条の2に基づく昇降機の確認申請
09	物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される荷物専用リフター
10	建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の垂直搬送機